

社会福祉法人今山会 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人今山会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 理事長 月額報酬（退職慰労金を含む）
職務責任 経営管理業務
- (2) 専務理事 月額報酬（退職慰労金を含む）
職務責任 理事長を補佐し、経営管理業務の統括指導
- (3) 理事 理事会出席毎に別表1に定める額
- (4) 評議員 評議員会出席毎に別表1に定める額

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 個々の評議員の報酬は、別表1に定める額とする。
- 3 この法人の全理事の報酬総額は、年間5,000万円以内とする。
- 4 この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 5 この法人の理事長及び専務理事の報酬月額、及び退職慰労金は、別表2に定める額とする。
- 6 監事に対する報酬は、別表3に定める額とする。
- 7 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(支給の方法)

第6条 理事長・専務理事の報酬等及び費用(旅費を除く。)は、毎月15日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

- 2 監事及び評議員の報酬等及び役員の旅費は、必要の都度支払う。

(支給の形態)

第7条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は2019年6月27日(定時評議員会の議決日)から施行する。

この規程は2022年6月27日に議決し、2022年7月1日より施行する。

別表 1 (評議員の報酬)

	日 額
評議員会への出席	5,000円

記載の日額は、所得税控除後の額とする。

別表 2 (理事長・専務理事の報酬等)

(1) 月額報酬

役職名	月 額
理事長	500,000円
業務執行理事	300,000円

(3) 退職慰労金

最終月額報酬×在任年数×1.0 (係数)

別表 3 (監事の報酬)

	日 額
監事監査等への出席	5,000円
理事会、評議員会への出席	5,000円

記載の日額は、所得税控除後の額とする。